令和４年度 固定資産税の縦覧

◆縦覧制度

大和郡山市内の土地・家屋の納税者が自分の所有する土地・家屋の価格等と他の土地・家屋の価格等を比較して適正であると確認するため、市内の全ての土地・家屋の価格等を記載した帳簿を縦覧することができる制度です。

帳簿の種類	縦覧できる人	縦覧できる項目
土地価格等縦覧帳簿	市内の土地の納税者とその同居の親族	土地の所在、地番、地目、地積、価格
家屋価格等縦覧帳簿	市内の家屋の納税者とその同居の親族	家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

縦覧期間＝4月1日（金）～5月2日（月）の8時30分～17時15分（市役所閉庁日・閉庁時間を除く）

縦覧場所＝税務課 固定資産税第１係・第２係（市役所１階107番窓口）

持ち物＝本人と確認できるもの（納税通知書、運転免許証、健康保険証など）

◆閲覧制度

大和郡山市内の土地・家屋の所有者が自分の所有する資産についての固定資産課税台帳を確認できる制度です。また、借地人・借家人などが、使用または収益の対象とする固定資産について課税内容を確認するため、固定資産課税台帳を閲覧することができます。

閲覧場所＝税務課 固定資産税第１係・第２係（市役所１階107番窓口）

持ち物＝本人と確認できるもの（納税通知書、運転免許証、健康保険証など）

※借地人・借家人などが閲覧を希望する場合は、賃貸借関係が証明できるものも必要です。

問合せ＝税務課 固定資産税第1係・第2係（内線284～287）

3月1日～31日は「労働条件の明示・確認月間」

「もシカして シカと書面で 確認を
たシカな明示 シカと受け取る」

労働基準法第15条では労働契約を結ぶ際、賃金などの労働条件を明示した書面（労働条件通知書）を事業主から労働者に交付することを義務付けています。

問合せ＝奈良労働局 労働基準部 監督課（☎0742-32-0204）

（地域振興課）

在宅障害者交通費補助金のお知らせ（1～３月分）

障害者の就労支援のため、事業所への通所にかかる交通費（年4回のうち、1～3月分）を補助します。

対象＝下記①～③の全てにあてはまる人

①市内に住所を有している人

②身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳のいずれかを所有している人

③障害者総合支援法に基づく事業所で生産活動を行い工賃を支給されている人

※生活保護受給者で、生活保護法により移送費を受けることができる人は対象になりません。

補助内容＝事業所の通所時に公共交通機関（電車・バスに限る）を利用した場合の交通費の2分の1とし、上限額は1ヵ月あたり1万円となります。

申請書配布期間＝3月18日（金）～4月5日（火）

申請書受付期間＝3月31日（木）～4月5日（火）

申請・問合せ＝市社会福祉協議会 福祉課（☎53-6531・FAX55-0986）

※土・日曜と祝日を除く、9時～17時。

乾電池・水銀式体温計等は『粗大ごみの日』に排出してください

燃えるごみの日や燃えないごみの日に乾電池・水銀式体温計などの有害ごみが袋内に混入している事例が見られます。これは環境に悪影響を及ぼすだけでなく、ごみ収集作業中にパッカー車から出火する危険性もあります。これらのごみは、年３回の粗大ごみの日に有害ごみとして分別し、専用袋（ピンク色）または市販の透明・半透明の袋に入れて排出していただきますようご協力をお願いします。

問合せ＝清掃センター（☎53-3463）

奈良県中央卸売市場『開設45周年記念事業』

ステージイベントや産地特売品販売などの記念イベントを開催します。なお、「３密」を避け、感染症の拡大を防止するため、事前申込が必要です。

日時＝5月15日（日） 前半の部：8時30分～11時30分
後半の部：11時30分～14時

場所＝奈良県中央卸売市場

定員＝各部先着7,500人

主催＝奈良県・奈良県中央卸売市場協会

申込＝4月1日（金）～20日（水）ホームページ（https://www.narashijou.jp）の希望の時間帯のフォームから

※申し込み確定後に登録メールアドレスに届いたメールを開催当日に受付で提示してください。

※申し込みの問い合わせは奈良テレビ放送（☎0742-24-2940）へ。

問合せ＝奈良県 中央卸売市場協会（☎56-7040）